

松江市文書館(仮称)基本計画検討委員会 委員名簿

(任期：令和6年3月15日～令和7年3月31日)

氏 名(敬称略)	委員区分	分野	所属機関
井上 寛司	学識委員	歴史学(中世史)	島根大学名誉教授
小林 准士	学識委員	歴史学(近世史)	島根大学法文学部教授
竹永 三男	学識委員	歴史学(近現代史)	島根大学名誉教授
清原 和之	学識委員	アーカイブズ学	島根大学学術研究院 人文社会科学系 准教授
井上 加奈子	行政委員	先行自治体	鳥取県立公文書館課長補佐
本多 千景	行政委員	地域・公民館	東出雲公民館長

松江市文書館（仮称）基本計画検討委員会 設置要綱

（設置）

第1条 「松江市文書館（仮称）整備構想」に基づき、本市の歴史的に重要な公文書や地域に残る歴史史料を収集（評価・選別）・保存・整理・公開する松江市文書館（仮称）の基本計画を策定するに当たり専門家の意見を聴くため、松江市文書館（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者（学識委員）

（2）公共的団体等の役員及び職員（行政委員）

3 委員会は、必要に応じて関係する専門家を臨時委員として招集することができる。

（任期等）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議は、委員長が議長となる。

4 必要があると認められるときは、委員会に関係者等の出席を求め、意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課、文化スポーツ部松江城・史料調査課において処理するものとし、その総括は総務部総務課において行う。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。